

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、点検作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、顧客先のエレベーター修理作業中、高さ約〇mの脚立から飛び降りたところ、コンクリートの段差部分に着地して負傷した。負傷当日、Cクリニックに受診し、同日のうちにD病院に転医し「右第1趾中足骨骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長が請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張及びE医師作成の診断書から、右第1趾の機能障害及び当該部位の神経系統の障害である。

(2) ところで、足指の障害に係る障害等級の認定については、厚生労働省労働基準局長が「障害等級認定基準」（昭和50年9月30日付け基発第565号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の神経系統の障害について検討すると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「骨折部荷重時痛あり」と述べ、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「局所の著しい疼痛残存」と述べている。また、G医師は、同年〇月〇日付け鑑定書において、要旨「請求人の主訴は、右第1趾の疼痛とシビレ及び可動域制限である。骨折部の圧痛は強く神経性疼痛様であるものの、骨萎縮はなくCRPS（複合性局所疼痛症候群）との診断はできない。残存する後遺障害の程度については、骨折部を中心に強い神経症状があり、労働にある程度支障があると考え通常の疼痛の最上級の12級と判定できる。」と述べている。当審査会としても、各医師の医学的見解を踏まえ、請求人の神経障害は、障害等級第12級の12に相当すると判断する。

(4) 次に、請求人の機能障害について検討すると、請求人の右第1趾の指節間関節の可動域は、E医師の上記診断書によれば、参考値の1/2以下に制限されており、また、F医師の上記意見書によれば、健側の1/2以下に制限されていないと記載されているものの、G医師の上記鑑定書によれば、健側の1/2以下に制限されており、「右足の第1の足指の用を廃したもの」第12級の11に相

当するとされている。もっとも、G医師は、同時に、要旨「可動域制限のある第1趾MTP関節及びIP関節にはX線写真上、骨関節に異常がなく、軟部に硬結などがないので疼痛性の可動域制限と考えるのが妥当である。」との意見も示している。当審査会としては、G医師の鑑定意見は妥当であり、請求人の右第1趾の運動可動域は制限されているものの、その原因は疼痛性であって器質的な原因によるものではないと判断する。

認定基準では、「1の障害が観察の方法によっては、障害等級表上の2以上の等級に該当すると考えられる場合があるが、これは、その1の身体障害を複数の観点（複数の系列）で評価しているものにすぎないものであるから、この場合には、いずれか上位の等級をもって、当該障害の等級とする。」とされており、本件はこれに該当する。

(5) そうすると、請求人に残存する障害は、障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当することとなる。

3 結 論

以上のおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。